

○宮古島市空港東地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

平成30年 9 月25日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画区域（地区整備計画が定められている区域に限る。）内における建築物に関する制限を定めることにより、当該区域内における適正かつ良好な環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示する宮古都市計画空港東地区地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第3条 前条に規定する区域（地区整備計画において区分された地区の区域とする。）内においては、別表に掲げる計画地区の区分に応じ、同表ア項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、市長が地区計画に係る良好な区域の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により許可する場合においては、あらかじめその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による聴聞を行わなければならない。

(建築物の壁面位置の制限)

第4条 建築物の外壁又は柱面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、別表イ項に掲げるとおりとする。

(建築物の高さの最高限度)

第5条 建築物の高さの最高限度は、別表ウ項に掲げるとおりとする。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 建築物の敷地面積の最低限度は、別表エ項に掲げるとおりとする。

(建築物の敷地が地区計画区域の内外にわたる場合の措置)

第7条 建築物の敷地が第2条に規定する区域の内外にわたる場合における第3条及び第6条の規定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときは、当該建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用する。

(建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合の措置)

第8条 建築物の敷地が2以上の計画地区(別表に掲げる計画地区をいう。)にわたる場合における第3条の規定の適用については、当該建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の過半が属する計画地区に係る同条の規定を適用する。

(公益上特に必要な建築物の特例)

第9条 市長は、この条例の規定の適用に関して公益上必要な建築物で用途又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、当該許可の範囲内において、同条例の規定は、適用しない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第6条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 第4条又は第5条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
 - (3) 法第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、占有者又は管理者
- 2 前項第2号の規定に違反する行為があった場合、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、第1項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、宮古都市計画空港東地区地区計画都市計画決定の告示の日から施行する。ただし、第11条の規定は、平成31年1月1日から施行する。